第2号様式（第10条関係）

令和7 年 4月 30日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員　　西銘 啓史郎

令和 6 年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

議会局第 収 号
7.4.30
沖縄県議会 受付

別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名　西銘 啓史郎

1 収　入　　政務活動費　1,350,000 円

2 支　出

（単位：円）

項　目	支 出 額	備　　考
調査研究費	93,920	航空運賃 フェリー代
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	1,760	書籍
事務所費	667,678	家賃 水道 電気代 更新料
事 務 費	216,766	ノートパソコン(1/2) プリンターインク A4用紙 会議用テーブル(リース代) カウント料 ラベルシール
人 件 費	384,587	給与 労働保険料
合 計	1,364,711	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残　余　　0 円

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　調査研究費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/20	渡嘉敷村フェリー乗船代(7/20)	4,810	全額	4,810
	渡嘉敷村環境協力税	100	全額	100
9/29	那覇⇔久米島(10/19～10/21) 航空券 宿泊代	34,900	全額	34,900
12/11	那覇⇔久米島(12/14～12/15) 航空券 宿泊代	54,000	全額	54,000
	振込み手数料	110	全額	110

統一様式－⑧

視察調査報告書

<table>
<tr><td>経費区分</td><td colspan="4">調査研究費</td></tr>
<tr><td>年 月 日</td><td colspan="4">令和6年7月20日（土）</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td colspan="4">渡嘉敷村</td></tr>
<tr><td>相 手 方</td><td colspan="4">観光協会、商工会、ダイビング業者</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">日程概要</td><td>月 日(曜日)</td><td>時 間</td><td>場　所</td><td>内　容</td></tr>
<tr><td>7/20</td><td>11:00</td><td>観光協会</td><td>予算について意見交換</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>13:00</td><td>商工会</td><td>活動支援事業について</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>15:00</td><td>ダイビング業者</td><td>課題と安全対策について</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">●観光協会：村の予算では活動制限がありOCVB含めた支援事業について意見交換
●商工会：島のイベントにおける支援事業について意見交換（島内マラソンイベント等）
●ダイビング業者：安全安心のための仕組み作りについて意見交換</td></tr>
<tr><td>成果及び所見</td><td colspan="4">各団体との意見交換で、県の施策等について詳しい資料の要請があった。県の担当部局と村役場のコミュニケーションも充実させていきたい</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

調査研究費

充当割合：政務活動　のみ全額充当

船　賃

領収書

RECEIPT　　No. 000033

ニシメ　ITイッロウ　様

金　額	￥4,810-
領収年月日	2024/07/20

但し、マリンライナーとかしき旅客運賃として、　00313059

上記の通り正に領収しました。

税率：　10%

渡嘉敷村航路事業特別会計　　税抜金額：￥4,373-

登録番号：T7800020002137　　消費税額：￥437-

沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷１８３番地

渡嘉敷村会計管理者　渡嘉敷村会計管理者之印

渡嘉敷村環境協力税領収書

RECEIPT (Taxpayers Only)　　No. 000033

ニシメ　ITイッロウ　様

金　額	￥100-
領収年月日	2024/07/20

この税は、渡嘉敷村の環境美化・環境保全及び観光施設の維持整備に使わせていただきます。　00313059

ご協力、ありがとうございました。

This tax will be used for maintaining the development, environmental beautification, environmental conservation and tourist facilities of Tokashiki Village.

Thank you for your cooperation.

渡嘉敷村会計管理者　渡嘉敷村会計管理者之印

統一様式－⑧

視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年 月 日	令和6年　10月19日（土）～10月21日（月）			
場　　所	久米島町			
相 手 方	久米島町　副町長、観光協会、商工会、漁業組合			
目　　的	次年度予算に関するヒアリング、及び			
日程概要	月 日(曜日)	時 間	場　所	内　容
	10/19（土）	11:00	漁業組合	車エビ養殖の課題について
	〃	13:30	観光協会	航空路線に関する陳情
	〃	15:30	じんぶん館	受入体制強化について
	10/20（日）	10:00	航空自衛隊	記念式典参加意見交換
	10/21（月）	10:00	久米島町役場	副町長意見交換
	〃	11:30	商工会	意見交換
内容	●漁業組合：車エビ養殖の課題について　①電源施設老朽化対策 ②航空便への搭載について ●観光協会：ジェット便の増便希望⇒修旅対策 ●じんぶん館：受入高校生の宿泊施設の充実要請 ●副町長：高速艇導入の状況確認、次年度予算関連について ●商工会：高速艇導入の課題と対策について			
成果及び所見	久米島町の抱える課題について、各団体との意見交換を行い今後の委員会や執行部に対して、要請を行い事を確認。 喫緊の課題として車エビ養殖場電源施設の老朽化は国の補助予算も含めて早急に対策を講じたい。高速艇の導入については民間事業として運行予定は遅延するが、団体輸送については期待が大きい。ただし、冬場の運行ン時ついては欠航の課題も注視していく。			
備　考				

調査研究費

充当割合:政務活動　のみ全額充当

再発行

242305248
2024年9月29日

領　収　書

航空運賃
宿泊料

西銘　啓史郎　様

金額　¥34,900.-

上記の金額正に領収いたしました。

内訳

	代金	税率	うち消費税
航空券代・宿泊代等	¥34,900	10%	¥3,173

※但し、航空券代・宿泊代等として
取扱番号：32697101
出発日　：2024年10月19日(土)
発行所　：JAL eトラベルプラザ
備　考　：クレジットカード・
その他のお支払い分を含みます

株式会社ジャルパック
〒140-8658　東京都品川区東品川2-4-11　野村不動産天王洲ビル
JALダイナミックパッケージ

登録番号：T7010701014290

（　2　泊　3　日　）

10/19　那　覇　→　久　米　島

10/21　久　米　島　→　那　覇

統一様式－⑧

視察調査報告書

経費区分	調査研究費
年 月 日	令和6年12月14日（土）～15日（日）
場　　所	久米島町　漁業組合、観光協会
相 手 方	漁業組合、観光協会
目　　的	

日程概要

月 日(曜日)	時 間	場　所	内　容
12/14（土）	9:30	漁業組合	電源施設対応と輸送体制
〃	11:00	〃	モズクと海ブドウの状況
〃	14:00	〃	製氷機の買い替え
12/15（土）	10:00	観光協会	観光バスの支援について
〃	13:00	〃	クルーズ船の課題について

内容	●漁業組合：電源施設について国の補助メニューを説明。　車エビの輸送体制について午前便のジェット化について意見交換。モズクの状況と海ブドウの養殖について意見交換。製氷機について老朽化と新製氷機の設置に伴う費用負担について意見交換。　●観光協会：クルーズ着岸時の輸送体制でバスの県外からのチャーターについて意見交換。県の施策の中で検討を行う。
成果及び所見	①電源施設については農林水産部と調整し、補助メニューを組合に紹介。車エビの輸送体制強化についてはソラシドエアーの担当を紹介し、当面の間実証実験を行った。②製氷機については補助メニューを農水部と調整中　③バスの県外からの車両と乗務員についてはOCVBも含め、文化観光スポーツ部として予算対応にて実施。
備　考	

充当割合：政務活動　のみ全額充当

調査研究費

[redacted]

支番号 [redacted]　口座番号 [redacted]

R4. 7/6 ～

航空運賃
宿泊料

西銘啓史郎　様

[redacted]通帳　(銀行コード 0187) 琉球銀行



06-12-11	WTU	54,000	APPカ.ジヤルジエイテ
06-12-11	WTU	110	手数料

件名	12/14発_久米島視察旅行代金として	12/14発_RAC871_那覇（07:45- 08:20）久米島 12/15発_JTA2121_久米島（15:15-15:55）那覇 リゾートホテル久米アイランド

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
9/22	書籍代(琉球沖縄史探求)	3,630	その他	1,760
資料購入費　充当合計				1,760

充当割合：政務活動」以外が含まれるので案分

議会事務局入費

書籍代

ジュンク堂書店
淳久堂書店

領収証

那覇店
電話098-860-7175
登録番号：T9010001134416

2024/09/22(日) 12:06
No.07-001120585　　扱:40001025 10

0258:9784820731900 0010 01600
[和書] 一般文芸書
@1760　1点　¥1,760
0258:9784909647658 0020 01700
[和書] 一般文芸書
@1870　1点　¥1,870

消費税等(10%)　¥330
課税対象額(10%)　¥3,300

数量　2点

合計　¥3,630

ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ利用計　¥3,130
(内消費税等)　¥284
現金扱い等計　¥500
(内消費税等)　¥46

QUOカード　¥500
Smart Code　¥3,130
お預かり計　¥3,630

釣銭　¥0

Ponta会員ID　[redacted]
Pontaポイント
今回加算ポイント　[redacted]P
ポイント残高　[redacted]P
ポイント有効期限　[redacted]
ポイントの反映にはお時間をいただく場合があります。
ポイントには有効期限がありますのでご注意ください。

※注 #軽減税率,*非課税

2907001 120585

書籍名
① 琉球・沖縄史探究
② 今こそ名著「葉陰」処世の道

資料内容
① 先史時代～近世～琉球王国～那覇へと厚史の歴史を振り返っている
② 人生や仕事、日常生活に役立つ実践的な見地からの視点もあり

政務活動に資する理由
① 琉球の歴史と先史・近代から学ぶ事は県政としてのこれからの取り組みを目指す方にも参考になる。過去から学び、未来へつなげる事が議会として重要である
② 人生・仕事の教訓集・指南書として読め同時に、議会として政治に活かして大変参考になる書籍である

（ 2 冊 ）

葉陰　処世の道　（ 1,870 ）

★ 琉球・沖縄史探求　（ 1,760 ）

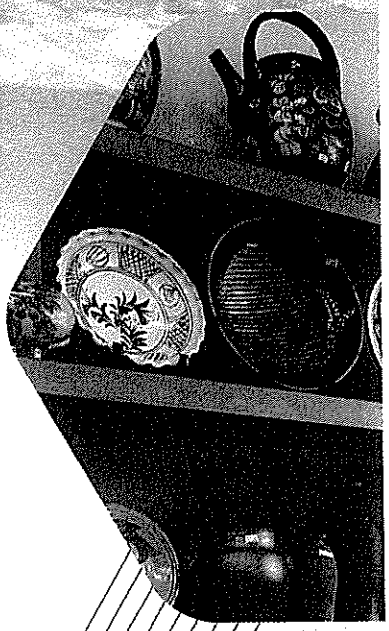
沖縄史探求のみ　充当額　1,760 円

新高等学校学習指導要領「日本史探求」対応

学習ノート QRコード ▶▶ P.6

琉球・沖縄史探究

～探究心を育てるためのもう一つの眼差し～







沖縄歴史教育研究会

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　事務所費

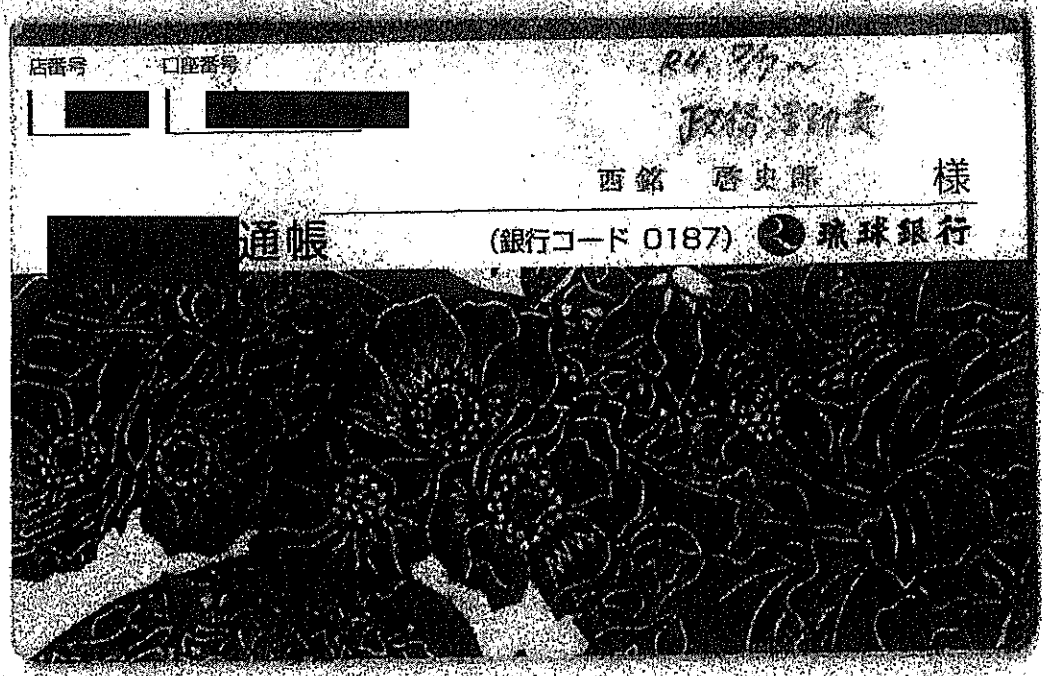
日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
6/28	家賃 （水道料込み） 7月分	67,436	全額	67,436
7/29	家賃 （水道料込み） 8月分	67,502	全額	67,502
8/28	家賃 （水道料込み） 9月分	67,502	全額	67,502
9/30	家賃 （水道料込み） 10月分	67,568	全額	67,568
10/28	家賃 （水道料込み） 11月分	67,304	全額	67,304
11/28	家賃 （水道料込み） 12月分	67,304	全額	67,304
12/30	家賃 （水道料込み） 1月分	67,304	全額	67,304
1/28	家賃 （水道料込み） 2月分	67,590	全額	67,590
2/28	家賃 （水道料込み） 3月分	67,524	全額	67,524
8/1	電気代 7月分	16,966	全額	16,966
9/2	電気代 8月分	5,218	全額	5,218
10/3	電気代 9月分	4,368	全額	4,368
11/1	電気代 10月分	5,439	全額	5,439
12/3	電気代 11月分	3,932	全額	3,932
1/7	電気代 12月分	3,726	全額	3,726
2/5	電気代 1月分	3,619	全額	3,619
3/4	電気代 2月分	3,000	全額	3,000
4/2	電気代 3月分	3,376	全額	3,376
11/18	事務所 更新手数料	11,000	全額	11,000
事務所費 充当合計				667,678

充当割合：政務活動　のみ全額充当

事務所費



06-06-28	WTU		67,436	ｽﾏｲﾉﾀﾞｲｼ	7月分
06-07-29	WTU		67,502	ｽﾏｲﾉﾀﾞｲｼ	8月分
06-08-28	WTU		67,502	ｽﾏｲﾉﾀﾞｲｼ	9月分
06-09-30	WTU		67,568	ｽﾏｲﾉﾀﾞｲｼ	10月分
06-10-28	WTU		67,304	ｽﾏｲﾉﾀﾞｲｼ	11月分
06-11-28	WTU	12月分	67,304	ｽﾏｲﾉﾀﾞｲｼ	12月分
06-12-30	WTU	1月分	67,304	ｽﾏｲﾉﾀﾞｲｼ	1月分
07-01-28	WTU	2月分	67,590	ｽﾏｲﾉﾀﾞｲｼ	2月分
07-02-28	WTU	3月分	67,524	ｽﾏｲﾉﾀﾞｲｼ	3月分



06-08-01	WTU	16,966	ｵｷﾅﾜﾃﾞﾝﾘｮｸ 7ﾂｷ
06-09-02	WTU	5,218	ｵｷﾅﾜﾃﾞﾝﾘｮｸ 8ﾂｷ
06-10-03	WTU	4,368	ｵｷﾅﾜﾃﾞﾝﾘｮｸ 9ﾂｷ
06-11-01	WTU	5,439	ｵｷﾅﾜﾃﾞﾝﾘｮｸ10ﾂｷ
06-12-03	WTU	3,932	ｵｷﾅﾜﾃﾞﾝﾘｮｸ11ﾂｷ
07-01-07	WTU	3,726	ｵｷﾅﾜﾃﾞﾝﾘｮｸ12ﾂｷ
07-02-05	WTU	3,619	ｵｷﾅﾜﾃﾞﾝﾘｮｸ 1ﾂｷ
07-03-04	WTU	3,000	ｵｷﾅﾜﾃﾞﾝﾘｮｸ 2ﾂｷ
[illegible]	WTU	3,376	ｵｷﾅﾜﾃﾞﾝﾘｮｸ 3ﾂｷ

充当割合：政務活動　のみ全額充当

領　収　書

西銘　啓史郎　　様

金額￥１１，０００－

但　S・Sパレス 102号室　再契約手数料として

2024 年 11 月 18 日　上記金額正に領収致しました。

収入印紙

有限会社すまいの大進
〒902-0075 沖縄県那覇市国場1168-5
TEL　098-832-1144
FAX　098-832-1155

[redacted]

担当者	受領者
[redacted]	[redacted]

統一様式－③

事務所費充当状況申告票　事務所費

議員名　西銘 啓史郎

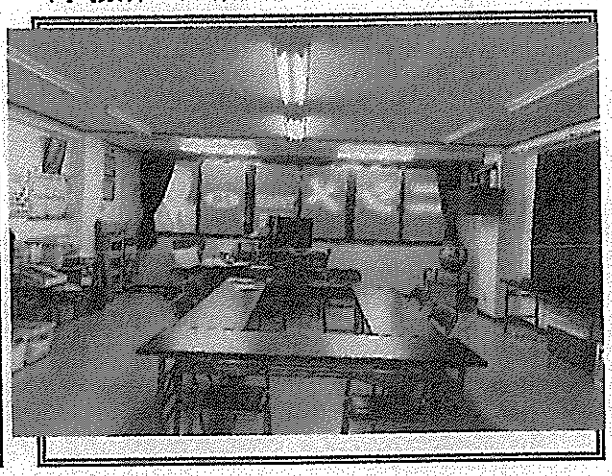
1. 事務所の状況

住所	那覇市識名3-15-2　ＳＳパレス102

（事務所の外観）



（事務所の内観）



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額、半額

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動専用事務所として利用しているが、５月６月は選挙年のため、按分とします。

（関係経費）

家賃（月額）	65,000	円
共益費	1,000	円
	仲介手数料	円

（充当額）

家賃（月額）	65,000	
その他	共益費　1,000	円
	水道代	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員　西銘啓史郎

特約

賃貸条件補足　　事務所費

西銘啓史郎　様

家賃 65,000 円、共益費 1,000 円、水道代使用分を
一括引き落としいたします。

管理会社　〒902-0075 那覇市宇栄原1168番5
有限会社すまいの大進
住所　代表取締役 島　田　[redacted]進
TEL098-832-1144

事務所費

統一様式－②

事　務　所　概　要　申　告　票

議員名　　西銘　啓史郎

1．物件の所在

住所	那覇市識名3-15-2　SSパレス102号室
電話番号	098－960－8994

2．所有区分

☐　自宅兼事務所
☐　自己所有物件

※自宅兼事務所　又は　自己所有物件の場合は、ここまでで完了（署名・押印も不要）

☑　専用事務所

☑　賃借事務所

・賃貸借契約先　〔（有）すまいの大進　〕

・所有者　☐　親族（続柄：　）　☐　関連会社　☑　第三者

・議員との生計　☐　議員と生計同一　☐　議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人　沖縄県議会議員　西銘　啓史郎　㊞

賃貸人　氏名　[redacted]　㊞

住所

事務所費

再契約

受領日2024 年 11 月 13 日

物件名称	S・Sパレス 102号室	住所	沖縄県那覇市識名3-15-2
再契約期間	2024年 12月 9日 から	2026年 12月 8日	まで２年間
上記契約終了の通知期間	2025年 12月 9日 から	2026年 6月 8日	まで

賃貸人	住所	[redacted]		
	氏名	[redacted]		
賃借人	現住所	〒902-0063 那覇市 [redacted]		
	フリガナ	ニシメ ケイシロウ	生年月日	[redacted]
	氏名	西銘 啓史郎 [redacted]		
	連絡先	自宅（ ） －	携帯	[redacted]
	勤務先名		電話 会社（ ） －	
	勤務先住所			

同居人	氏名	生年月日	申込者との続柄	勤務先・学校	連絡先
	フリガナ	年 月 日			
	フリガナ	年 月 日			
	フリガナ	年 月 日			

車両番号・車種		

保証人極度額（2020年4月1日より施工）	契約時賃料総額（家賃・共益費・駐車料）： 66,000 円×36ヶ月分

連帯保証人	住所	[redacted]		
	フリガナ	[redacted]	生年月日	[redacted]
	氏名	[redacted]		
	連絡先	自宅（ ） －	携帯 － －	
	勤務先名		電話 会社（ ） －	
	勤務先住所			

連帯保証人	住所				
	フリガナ		続柄	実印	生年月日 T・S・H 年 月 日
	氏名				
	連絡先	自宅（ ） －			携帯 － －
	勤務先名				電話 会社（ ） －
	勤務先住所				

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事（7）２６７６

〒902-0075 沖縄県那覇市国場1168-5
有限会社 すまいの大進 [redacted]
電話 098-832-1144
代表取締役 島田 大進

受付日	支払方法	金額	担当者
2024. 11/13	現金・振替	¥11,000	[redacted]

123 －102

事務所費

定期建物賃貸借契約書

【事業用】

期間　自　令和６年12月９日

至　令和８年12月８日

物件名：S・Sパレス102号室

借　主：　西銘　啓史郎　　様

公益社団法人　全国宅地建物取引業協会会員
公益社団法人　沖縄県宅地建物取引業協会会員
沖縄県知事免許（８）２６７６号
沖縄県那覇市字国場１１６８番５
有限会社　すまいの大進
TEL：098-832-1144　FAX：098-832-1155

定期建物賃貸借契約書(事業用)

事務所費

貸主 [redacted] (以下「甲」という。)と借主 西銘 啓史郎 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1)目的物件の表示

建物	名称	S・Sパレス　1階　102号室 区画番号(　　)		
	所在地	(住居表示)　沖縄県那覇市識名3-15-2		
		(登記簿)　那覇市識名三丁目902番地、889番地4　(家屋番号)902番の3		
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建		
	種類	店舗・事務所・共同住宅	新築年月	平成11年11月
	面積	実測面積　約42.64㎡(12.9坪)		
附属施設				

頭書(2)事業内容(具体的に記載すること)

政務活動事務所

頭書(3)契約期間

令和　6年12月　9日　から　令和　8年12月　8日　まで　(　2年間　)	
目的物件の引渡し時期	
乙からの解約予告	3ヶ月前まで

頭書(4)賃料等

賃料	月額 65,000円	管理・共益費	月額 1,000円	駐車場	1台無料
敷金	65,000円 (預託済分)			再契約事務手数料	11,000円

その他の条件	※乙は、契約期間中は保証協会へ加入するものとする。 ※乙は、契約期間中は火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。 ※家賃の支払いについては、翌月分を当月28日までに自動振替もしくは振込により支払うものとする。振替手数料、振込手数料は借主の負担とする。		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月28日まで		
賃料等の支払方法	□ 振込	振込先金融機関名:琉球銀行 振込先支店名:[redacted] 口座種別:[redacted] 口座番号: 口座名義名:(有)すまいの大進	
	□ 持参	持参先	
	☑ 口座引落	委託会社名	

事務所費

頭書（5）借主緊急連絡先

緊急連絡先（担当者）	（氏　名）	西銘　啓史郎
	（自　宅）TEL	[redacted]
	（勤務先）TEL	（名称・部署名）　課
	（携　帯）TEL	

頭書（6）貸主及び管理業者

貸　主	氏名	[redacted]
	住所	

管理業者	商号又は名称　有限会社すまいの大進
所在地	沖縄県那覇市宇国場1168番5　TEL：098-832-1144
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
（一社）全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※（一社）全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記

管理担当者	氏名	[redacted]
	賃貸不動産経営管理士：登録番号	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書（7）乙の債務の担保

担保の方法（本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する）	☑ 連帯保証人	氏　名	[redacted]
		住　所	
		極度額	賃料総額（家賃・共益費・駐車場）66,000×36カ月分
	☑ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	フェアー信用保証
		主たる事務所の所在地	沖縄県那覇市西一丁目19番7号
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣（1）第54号

頭書（8

本契約は
満了の日

頭書（9

1．日常
2．募集
は、一
3．本契
おいて
な費用
4．乙は
を行う
5．乙は
ものと
6．本契
解除日に
の解除に
7．乙は

頭書（8）再契約に関する事項

本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。

課

頭書（9）特約事項

1．日常生活の中で発生する、騒音などの入居者間のトラブルについては、全て当事者で解決するものとします。
2．募集パンフレットをはじめとする全ての広告媒体上の住戸図面について、図面と実物の現状に差異が生じている場合には、一切実物の現況を優先するものとします。
3．本契約の契約期間の満了、解除、解約その他の事由によって本契約が終了する場合には、乙及び入居者は自己の負担において本契約終了日までに明け渡さなければなりません。また、乙は、甲に対して、本物件を原状に回復するために必要な費用を支払わなければなりません。
4．乙は、甲の承諾を得て設置されたものであっても、設備、什器備品その他の造作の一切について、甲に対して買取請求を行う事ができません。
5．乙は、本物件の周辺環境を十分に理解した上で契約し、将来本物件の周辺環境に変化が生じる場合のある事を了承するものとします。
6．本契約は、令和4年12月9日付に締結された定期建物賃貸借契約（以下「原契約」という）が解除された場合、原契約の解除日に遡って自動的に解除されるものとします。この場合、甲及び乙は相互に損害賠償請求を行わないものとし、原契約の解除に伴う費用及び本契約の解除に伴う費用についても同様とします。
7．乙は、契約期間満了後、再契約を行う場合には、再契約手数料として50,000円（税別）を支払うものとする。

以下余白

32-1144

ある場合に記

いる場合に記

事務所賃

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、当事者署名押印の上、甲乙各壱通を保有する。

令和6年11月18

甲・貸主	氏名	[redacted]	TEL [redacted]
	住所	[redacted]	
乙・借主	氏名	西銘 啓史郎	TEL [redacted]
	住所	那覇市 [redacted]	
丙・連帯保証人	氏名	[redacted]	[redacted]
	住所	[redacted]	
	極度額　賃料総額（家賃・共益費・駐車場）66,000×36カ月分		

		A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	沖縄県那覇市国場1168-5 098-832-1144		主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社　すまいの大進	[redacted]	商号又は名称	
	代表者の氏名	島田　進		の氏名	
	免許証番号	沖縄県知事（8）第2676号		免許証番号	
	免許年月日	令和 4年10月 1日		免許年月日	
宅地建物取引士	氏名	[redacted]		氏名	
	登録番号	（沖縄）第[redacted]号		登録番号	
	業務に従事する事務所名	有限会社　すまいの大進		業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	沖縄県那覇市国場1168-5 098-832-1144		事務所所在地 TEL	

※　㊞は実印

※　この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

（契約の
第１条
本物件
条に定

（契約期
第２条
２　本契
間の満
３　甲は
期間の
４　甲は
期間の
の満了
終了す

（賃料）
第３条
２　甲及
一　土
二　土
三　近
３　１ヶ
４　賃料
従うも

（共益費
第４条
」とい
２　甲及
る。
３　１ヶ
４　共益
に従う

（負担の
第５条
２　乙に
基本
入居
３　乙に
）にか

（敷金）
第６条
２　甲に
におい
３　賃料
填す
４　甲に
件の

契　約　条　項

事務所費

1月10

(契約の締結)

第１条　貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（１）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(２)の事業に供することを目的とする借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第２条　契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(３)記載のとおりとする。

２　本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。

３　甲は、第１項に規定する期間の満了の１年前から６ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

４　甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第１項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から６ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第３条　乙は、頭書(４)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一　土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。

二　土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。

三　近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合。

３　１ヶ月に満たない期間の賃料は、１ヶ月を日割計算した額とする。

４　賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書（４）の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第４条　乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(４)の記載に従い甲に支払うものとする。

２　甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

３　１ヶ月に満たない期間の共益費は、１ヶ月を日割計算した額とする。

４　共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書（４）の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第５条　甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

２　乙は、電気・ガス・水道・電話・有料テレビ及びインターネットの為の開設工事、既存回線の撤去等にかかる費用、基本料金ならびに使用料金（消費税を含みます）は、各々の関係機関または管理会社等の請求に基づき、乙又は入居者が別途直接支払うものとします。

３　乙は、第２条第１項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第６条（Ａ）　乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(４)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

２　甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

３　賃料が増額された場合は、乙は、頭書（４）に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

４　甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から充当し、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

（保証金）

第６条（Ｂ）　乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（４）に記載する保証金を甲に交付するものとする。

2　甲は、乙が本物件から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3　賃料が増額された場合、乙は頭書（４）に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

4　甲は、保証金から頭書（４）に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を充当し、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

（反社会的勢力ではないことの確約）

第７条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一　自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

二　甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

四　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2　乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

（禁止又は制限される行為）

第８条　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（２）に記載する事業内容を変更してはならない。

4　前３項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の　1　ヶ月分に相当する承諾料（税別）を支払うものとする。

5　乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6　乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7　乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一　鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二　大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三　騒音等の迷惑行為を行うこと。

四　第１項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保の用に供すること。

五　本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

六　本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

七　本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

8　乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　階段・廊下等共用部分への物品を置くこと。

二　階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

なければ

（乙の管理義務）

第９条　乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

２　乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

３　乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

とする。

４　契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

、この場

金に補填

５　乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

一切の債

らない。

しなけれ

（契約期間中の修繕）

第10条　甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

２　前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

３　乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

４　前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第１項に準ずるものとする。

５　乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び甲の承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

一　電球、蛍光灯、ＬＥＤ照明の取替え。

二　その他費用が軽微な修繕。

又は転貸

（契約の解除）

第11条　甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

担保の用

一　乙が賃料又は共益費の支払義務を２ヶ月以上怠ったとき。

二　乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき。

件の敷地

２　甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一　本物件を頭書（２）記載の事業以外の用に供したとき。

二　第８条（第７項第五号から第七号を除く。）又は第９条の規定に違反したとき。

為を行っ

三　入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき。

四　その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五　銀行取引の停止。

六　破産手続きの開始。

七　民事再生手続きの開始。

八　会社更生手続きの開始。

九　特別清算手続きの開始。

より、付

３　甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一　第７条の確約に反する事実が判明したとき。

げる行為

二　契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

４　甲は、乙が第７条第２項に規定する義務に違反した場合又は第８条第７項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（乙からの解約）

第12条　乙は、甲に対し頭書（２）に定める期間前までにに書面又は電子メールにて申入れを行うことで本契約を解ることができる。

２　前項に定める予告期間の満了前に、本契約の定めに基づき明渡しを乙が行った場合には、本契約は明渡しを以っ了します。ただし、乙は甲に対して、予告期間満了までの賃料等の相当額を支払うものとします。

３　乙による解約の申し入れは、乙の書面による承諾なくしては、これを撤回し、又は取り消す事ができません。

４　乙は、本契約締結後、契約開始日の前日までの間は、賃料等の1ヶ月分相当額を甲に支払うことによって、本契約解除することができます。ただし、これによって本契約を遡って取り消すものではありません。

（一部滅失等による賃料の減額等）

第13条　本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

２　本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

（契約の終了）

第14条　本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

（明渡し）

第15条　乙は、明渡し日を10日前までに管理会社に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

２　乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

３　乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

４　乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の２倍に相当する損害金を支払わなければならない。乙又は入居者が本物件を明渡さないとによって甲が被った損害の賠償責任を免れさせるものではありません。

（明渡し時の原状回復）

第16条　本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

２　本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

３　本契約が終了したにもかかわらず残置物があった場合は、乙及び入居者がこれに対する権利を放棄したものとみます。この場合には、甲は当該残置物を処分する事ができ、当該処分に要した諸費用を乙に対して請求する事が出ます。但し、乙が当該費用を支払わない場合には、甲は敷金から当該費用相当額を控除する事ができます。

（立入り）

第17条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

２　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

３　解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

４　甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

第18条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一　賃料等支払方法の変更。

二　頭書(６)に記載した管理業者の変更。

（乙の通知義務）

第19条　乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなけ

（乙の通知義務）

第19条　乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一　乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。だたし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第８条第１項の定めに従うものとする。

二　長期に休業するとき。

三　連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。

四　連帯保証人の死亡又は解散。

五　連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

（延滞損害金）

第20条　乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）　14.6％の割合による延滞損害金を支払うものとする。

（乙の債務の担保）

第21条　本契約においては、頭書（７）に記載する方法により、乙の債務を担保する。

２　頭書（７）で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書（７）記載の連帯保証人（以下本項において「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

二　前号の丙の負担は、頭書（７）及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三　丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

ア　甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

イ　丙が、破産手続開始の決定を受けたとき

ウ　乙又は丙が、死亡したとき

四　前号に規定する場合、又は丙が、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする 。

五　前号の場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六　丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七　乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア　乙の財産及び収支の状況

イ　本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ　本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

３　頭書（７）で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書（７）記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

二　乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書（３）記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

三　前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書（３）記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

（再契約）

第22条　甲は、再契約の意向があるときは、第２条第３項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

２　再契約に関する事項については、頭書（８）に記載のとおりとする。

3　再契約をした場合には、第15条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第4項に規定するところによる。

（免責）

第23条　地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

（協議）

第24条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（合意管轄裁判所）

第25条　本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

（特約事項）

第26条　前条までの規定以外に、特約事項については、頭書(9)に記載するとおりとする。

事務所費

定期建物賃貸借契約の説明書

(賃貸人) 住所 [redacted]

氏名 [redacted] 印

(管理会社) 住所 〒902-0075 那覇市字国場1168番5 [redacted]

有限会社 すまいの大進

代表取締役 島田 進

TEL098-832-1144

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第３８条第２項に基き次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

物件表示	名　　称	S・Sパレス	102 号室
	所 在 地	沖縄県那覇市識名3-15-2	
契約期間	始　　期	2022年12月9日から	2年間
	終　　期	2024年12月8日まで	

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

2022 年 11 月 28 日

住所 沖縄県那覇市識名3-15-2　　S・Sパレス 102号室

氏名 西銘啓史郎 [redacted]

重要事項説明書　「賃貸・店舗事務所用」

事務所費

西銘　啓史郎　様

2022年11月28日

下記の不動産について、宅地建物取引業法第34条、第35条、第35条の2の規定に基づき、次のとおりご説明いたします。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

1. 取引態様並びに宅地建物取引業者の表示及び説明をする宅地建物取引士

［免許証番号］沖縄県知事 (8) 第2678号
［免許年月日］平成２９年９月[redacted]日
［主たる事務所］沖縄県那覇市国場[redacted]
［商号又は名称］有限会社　すまいの大進
［代表者の氏名］島田　進　印

（説明をする宅地建物取引士）
［氏　　名］[redacted]　印
［登録番号］（沖縄）第[redacted]号

2. 当該建物の表示

建物の表示	所在地	沖縄県那覇市識名3-15-2	名称	S・Sパレス	
			間取		
	間取内訳		面積	42.64㎡	(約12.9坪)
	構造等	鉄筋コンクリート造陸屋根　4　階建て　1階			102号室

3. 貸主の表示

貸　主	住　所：[redacted] 氏名又は名称：[redacted]

4. 登記簿に記載された事項

登記簿上の所有者
住　　所　[redacted]
氏名又は名称

［所有権にかかる権利（甲区欄）の有無］　有の種類	［所有権以外の権利（乙区欄）の有無］　有の種類
無	有 根抵当権

5. 法令に基づく制限の概要

法令名及び制限の概要	☐該当項目が無いため、説明は省略。			
	法令名		制限の内容	

6. 工事完了時の形状・構造等

☐完成物件につき、説明は省略。	☐未完成物件につき、別途添付資料をご参照下さい。

7. 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置は講じません。

8. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

区域外

9. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

区域外

10. 石綿使用調査結果の記録の有無・内容

☑無　☐有　石綿使用調査の内容

11. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

区域外

12. 耐震診断の有無・内容

新耐震基準のもと建築されたため、説明対象外。

☑無　☐有　耐震診断の内容：

13. 設備の概要

照明器具	有	冷・暖房	有
水　道	公　営	給湯設備	☑無　☐有
ガ　ス	有（プロパンガス・個別）	駐車場	☐無　☑有
コンロ	☑無　☐有	エレベーター	☑無　☐有

事務所費

14. 賃貸条件並びに契約の更新、解除等に関する事項			賃貸条件	
賃貸料	月額 65,000円	契約期間	(始期) 2022年12月9日 (終期) 2024年12月8日 の 2 年間とする。	
共益費	月額 1,000円			
	月額 円			
	月額 円			
敷金	月額 65,000円	賃料改定の予定・方法	経済事情の変動等により賃料不相応となったときは、協議の上管理・共益費等を改定することができる。	
再契約手数料	10,000円 (税別)			
指定用途	(目的) 店舗	再契約に関する事項	別添の契約書にて記載の通り	
ペット飼育	不可			
その他	可			
契約の解除・損害賠償額の予定・違約金に関する事項	別添の契約書にて記載のとおり			

15. 契約取引の条件

1. 敷金の返還は ― 年以上経過後に解約する場合は敷金 100% を返還する
2. 退去の際は少なくとも 3 ヶ月前に書面で解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約する事ができる。
3. 乙の費用により新設、付加した諸造作。設備及び乙所有物は乙の費用をもって賃貸物を原状に復して甲に明け渡すものとする。(第 21 条)
4. 内装造作諸設備工事、本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作または付属物件の新設・撤去等全て原状を変更するときはあらかじめ、乙は書面により甲の承諾を得なければならないならない。(第 15 条)

契約締結においては、その他の契約(火災・家賃保証)に加入して頂きます。

6. 2 年後に定期賃貸借契約の再契約を有料にて致します。
7. ― 年後に火災保険の再契約を行って頂きます。

宅地建物取引業法第35条及び第35条の2に基づき、上記のとおり物件の概要並びに契約条件の説明を受けるとともに、本書の交付を受けました。

2022 年 11 月 28 日

住所：那覇市 [redacted]

氏名：西銘 悠史郎 [redacted]

連絡先：[redacted]

チェック項目			
保証人印鑑	車輌NO/位置	同居人記入	火災保険証券
✓	✓	―	( )
本人身分証明	保証人身分証明	記入漏れなし	
✓	✓	✓	

事務所費

定期建物賃貸借契約書（店舗事務所用）

（契約の締結）

第１条　貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、標記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（契約期間）

第２条　契約期間は、標記に記載するとおりとする。

２　本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。再契約手数料として　10,000　円　（税別）を丙へ支払うものとする。

３　甲は、第１項に規定する期間の満了の１年前から６ケ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

４　甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第１項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から６ケ月を経過した日に賃貸借は終了する。

（使用目的）

第３条　乙は、本物件を標記の目的（業種）にのみ使用する。

（賃　料）

第４条　乙は、標記の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

２　１ケ月に満たない期間の賃料は、１ケ月を日割計算した額とする。

３　賃料の改定は標記の通りとする。

（共益費）

第5条　乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

２　前項の共益費は、標記の記載に従い、支払わなければならない。

３　１ケ月に満たない期間の共益費は、１ケ月を日割計算した額とする。

４　共益費の改定は標記の通りとする。

（駐車場）

第７条　乙は、駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

２　駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとす

３　乙の駐車場所に他の車両があっても、自らの管理にて処理する事。

４　乙は車庫証明を必要とする場合には保証金・事務手数料を支払わなければならない。

第８条　（諸費用の負担）　乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

事務所費

（１）　電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。

（２）町内会費等。

（敷金・保証金）

第９条　乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。

２　乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

３　甲は、本物件の明け渡しがあったときは、明渡日から30日以内に、敷金・保証金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金・保証金から差し引くことができる。

４　前項の但書の場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

５　敷金・保証金の額から乙が負担すべき修繕費用、未納家賃、延滞損害金、損害賠償金その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

６　賃料が増額された場合、乙は敷金・保証金を補填しなければならない。補填する敷金・保証金は、新賃料額を基準に本契約の標記に記載する月数分相当額とする。

７　敷金・保証金の返還は　2　年未満に解約する場合はありません。

2　年以上経過後に解約をする場合は　100　％返還致します。

（借主の善管義務）

第10条　乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

２　乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

（承諾事項）

第11条　乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときには、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

１）本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。

（２）本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。

（３）建物を第３条の使用目的以外に使用するとき。

（４）本物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行おうとするとき。

（５）連帯保証人を変更しようとするとき。

（６）階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。

（７）本物件内に居住し、又は人を居住させること。

（８）犬猫等の動物の他、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。

（９）本物件出入口の鍵を変えるとき。

（10）大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

（禁止事項）

第12条　乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣

の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

（1）銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

（2）排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

（届出事項）

第13条　乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

（1）引続き１ケ月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。

（2）乙の住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。

（3）連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。

（4）建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

（修繕義務）

第14条　本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕をするものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

2　乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は修繕するものとする。

3　前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

4　第１項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於いて修繕するものとする。

5　乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が費用を負担するものとする。

（内装造作諸設備工事）

第15条　本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

2　前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。

3　第１項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

4　乙が甲の承認を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。

5　乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

（乙からの解約）

第16条　乙からの中途解約は標記の通りとする。

（契約の解除）

第17条　乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破壊したものでないと認められるときは、この限りでない。

（１）乙が賃料、共益費等の支払いを２ケ月分以上連続して滞納したとき。

（２）乙が賃料、共益費等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。

（３）本契約の各条項に違反したとき。

（４）環境及び共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき。

（５）本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。

（６）入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。

（７）第13条第１号の届出義務を怠り、１ケ月以上の長期にわたり所在不明となったとき。

（暴力団等の排除）

第18条　乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施錠交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

（１）乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。

（２）乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。

（３）本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。

（４）本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。

（５）本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。

（６）本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

（契約の消滅）

第19条　天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の全額を無利息で返還する。

（行方不明の場合の措置）

第20条　第17条第７号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、１ケ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものとして、甲において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

（明渡し及び原状回復）

第21条　乙は、本契約が終了する日（甲が第２条第３項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第４項ただし書きに規定する通知をした日から６ケ月を経過した日）までに（第17条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに）、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。

２　乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

３　本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

（１）乙及び使用人すべての退去。

（２）乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。

（３）本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。

（４）第22条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

４　乙が１項の明渡し日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

（１）明渡し日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の２倍に相当する損害金。

（２）明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

５　乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

（諸費用の精算）

第22条　乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

２　乙は、第９条第１項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

（立入り）

第23条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

２　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

３　解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

４　甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

（損害保険の加入）

第24条　甲は、本契約の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しなければならない。

２　乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しなければならない。

３　乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できる。

（延滞損害金）

第25条　乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料、共益費等）の支払いを遅延したときは、乙は甲に対

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/22	コピーカウント代金(7月分)	33,247	全額	33,247
9/14	A4用紙代	5,884	全額	5,884
9/18	ラベルシール	2,464	全額	2,464
9/25	付箋紙	220	全額	220
10/11	プリンター—インク	4,156	全額	4,156
11/2	ノートパソコン	99,377	その他	40,441
3/15	A4用紙代	6,959	全額	6,959
1/27	会議用テーブル(7月～3月)	66,000	9/12	49,500
	振込手数料	110	9/12	82
8/13	携帯電話　7月分	11,342	1/2	5,671
9/10	携帯電話　8月分	11,264	1/2	5,632
10/10	携帯電話　9月分	11,293	1/2	5,646
11/11	携帯電話　10月分	11,425	1/2	5,712
1/10	携帯電話　11月分	11,258	1/2	5,629
3/10	携帯電話　2月分	10,957	1/2	5,478
8/13	事務所固定電話　7月分	6,584	全額	6,584
9/10	事務所固定電話　8月分	6,383	全額	6,383
10/10	事務所固定電話　9月分	6,433	全額	6,433
11/11	事務所固定電話　10月分	6,966	全額	6,966
1/10	事務所固定電話　11月分	6,966	全額	6,966
3/10	事務所固定電話　2月分	6,713	全額	6,713
事務費　充当合計				216,766

事務費

充当割合：政務活動　のみ全額充当

令和 ~~平成~~ 6年 7月 22日

領　収　証

№ 008519

西川 啓史郎　様

お客様コード [redacted]

収入印紙

領収金額　¥33,247 円也

経理検印	担当者	伝票発行人
	[redacted]	[redacted]

内訳	金額	摘要
現金		7月分カウント代金として
小切手		
手形		
相殺		
値引		消費税10% ¥3022

上記の通り領収致しました。

(株)西事 [redacted]
〒903-0117
沖縄県中頭郡西原町字[redacted]
TEL(098)946-4649
FAX(098)945-3300
登録番号T9360001006241

※社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。　H28.3 100冊

コピーカウント代（7月分）　33,247 円

（8月より契約終了につき　7月分のみ）

充当割合：政務活動　のみ全額充当

事務費

株式会社安木屋　一銀通り店
〒900-[illegible]
沖縄[illegible]志1-1-14
TEL[illegible]17
FAX[illegible]117
登録番号:T6-3600-0100-2103
端末番号:988C

2024-09-14 17:26:56　　端末取引ID:986-0

領収証

ニラメ アイヨウ　様

領収金額

¥5,884-

(税 ¥534-)
(10%対象 ¥5,884 内消費税 ¥534)
(クレジット ¥5,884- 内消費税 ¥534-)

但し 用紙代として

上記正に領収いたしました。

担当者印

No.7263024160037

A4用紙代	5,884

活動日・役務活動　のみ全額充当

事務費

領　収　証

西銘なお即　様　令和6年 9月 18日

★¥ 2,464

但し、事務用品、書籍、教科書　代金として
上記正に領収いたしました

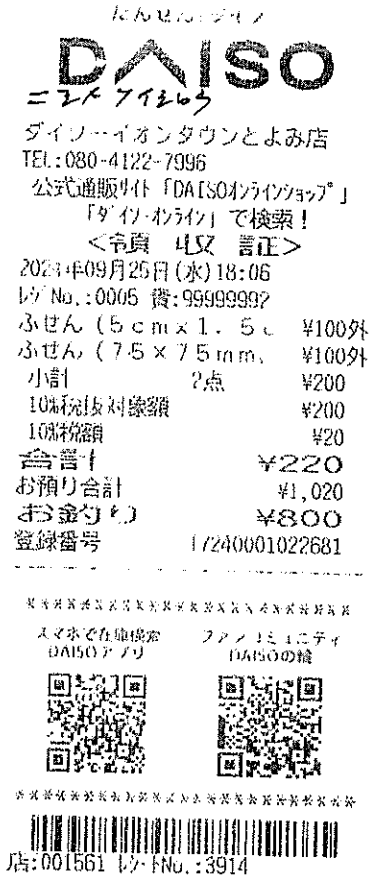
内　訳	ラベルシール
税抜金額	¥2240
消費税額(10%)	¥224

株式会社 いしだ文栄堂
本　店 〒902-0071 沖縄県那覇市繁多川1-6-16
TEL(098)832-0922
石嶺店 〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4-19-1
TEL(098)917-2884
登録番号 T8360003000111

ラベルシール	2,464

事務費

充当割合：政務活動　のみ全額充当



DAISO
ダイソーイオンタウンとよみ店
TEL:080-4122-7996
公式通販サイト「DAISOオンラインショップ」
「ダイソー オンライン」で検索！
<領収証>
2023年09月25日(水)18:06
ﾚｼﾞNo.:0005 責:99999992
ふせん（5cm×1．5c ¥100外
ふせん（75×75mm、 ¥100外
小計 2点 ¥200
10%税抜対象額 ¥200
10%税額 ¥20
合計 ¥220
お預り合計 ¥1,020
お釣り ¥800
登録番号 T7240001022681

スマホで在庫検索
DAISOアプリ
ファンミュニティ
DAISOの輪

店:001561 ﾚｼｰﾄNo.:3914

付箋紙	220

事務費

インク代

充当割合：政務活動　のみ全額充当

EDION
エディオン

領収書兼お買上明細

ニラメ アイコウ　様

★エディオンで★
家電もケータイも！
おうちのネットもでんきも！
まるごとお得にしませんか？
各社ご相談承り中♪

発行日 2024年10月11日(金) 18:43
店：00518 つかざんシティ
登録番号：T5360001008803
電話 098-882-7710
レジ担当者：[redacted]
販売担当者：[redacted]
No. 00518-304-666424　　POS：304
取引種別：持帰

プリンタ消耗品
エプソン
IC4CL74
4988617161016　1　¥4,256
(値引きクーポン利用　¥224)
クーポン
ご利用
ｵﾄｸｰﾎﾟﾝｱﾌﾟﾘｲﾝｸ5ﾊﾟｰｳﾘ
2800052011416　1

合計金額　¥4,256
(10%対象　¥4,256)
(10%対象消費税　¥386)

ポイント領収額　－¥100
現金領収額　¥4,156

お預り　¥5,000
お釣り　¥844

今回ポイント　[redacted]ポイント
このポイントはあんしん保証カード
会員様のみに有効です。

利用可能ポイント
[redacted]ポイント

予定ポイント数　[redacted]ポイント
2025/03/31まで　[redacted]ポイント
2026/03/31まで　[redacted]ポイント

年度別ポイントを更新するのに
多少の時間がかかります。

<楽天ポイントのご案内>
楽天ポイントカード：
**********4217
取引コード：

ポイント利用

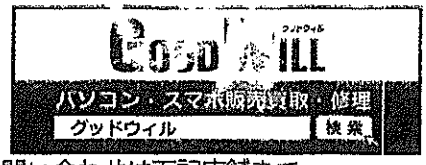
4,256 － 100 ＝ 4,156

充当額　4,156円

本当割合：業務活動、以外が含まれるので案分

事務費

パソコン



★お問い合わせは下記店舗まで
GW：那覇新都心店
TEL:098-941-5670

領収書

こえんてんご　様

合計　¥99,377
内消費税等 ¥9,034

但し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿として
上記正に領収いたしました

〒556-0005
大阪府大阪市浪速区
日本橋4-16-1
株式会社エディオン
登録番号
T2120001037218

印紙税申告納付につき浪速税務署承認済

2024年11月02日(土)　13:16
レジNo.01-2121　レシートNo.455970017
レジ担当:03676

お取引明細

中 B65M/6187		¥49,980
値引き		-4,998
新 Office H&B 2024 PIPC EP2-0		¥29,000
新 中古PC延長保証3年（個人）		¥18,495
新 Office設定パック		¥9,900
引 遠PG直引 中古2万 中古2年		¥-3,000
小計	4点	¥99,377
	10%対象額	¥99,377

カ） MUFG　377
伝票番号.12220 承認番号.251298
支払種別.一括
お釣銭　¥0
残金　¥0

99,377 — 18,495 （保証料） = 80,882

80,882 ÷ 1/2 = 40,441

パソコン充当額　40,441

充当科目：政務活動　のみ全額充当

事務費

株式会社安木屋　一銀通り店
〒900-0013
沖縄県那覇市牧志1-1-14
TEL:098-862-6117
FAX:098-862-5117
登録番号:T6-3600-0100-2103
端末番号:B17D

2025-03-15 11:13:55　　端末取引ID:10216-0

領収証

[redacted]　様

領収金額

¥6,959-

(税 ¥632-)
(10%対象 ¥6,959 内消費税 ¥632)
(クレジット ¥6,959- 内消費税 ¥632-)

但し

上記正に領収いたしました。

担当者印

[redacted]

No.7420048350038

A4用紙代　¥6,959

政務　活動費

充当割合：政務活動　のみ全額充当

事務費

令和/平成 7年1月27日

領　収　証

№ 008777

ニシメ啓史郎事務所 様

お客様コード	[redacted]

200円

領収金額	¥ 66,000 円也

経理検印	担当者	伝票発行人
	[redacted]	[redacted]

内訳	金額	摘要
現金		会議用テーブル（7月～3月分）
小切手		
手形		
相殺		
値引		内消費税10%含む

(株)西事務所 [redacted]

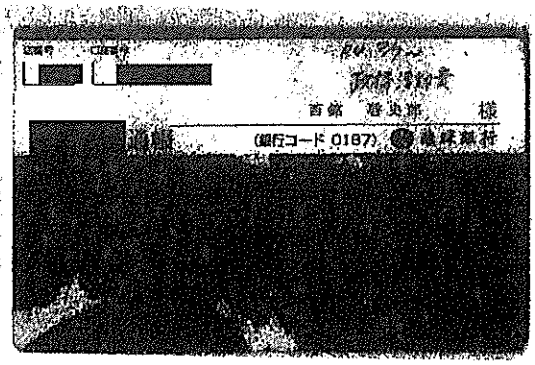
〒903-0117
沖縄県中頭郡西原町字[redacted]

TEL(098)946-4649
FAX(098)945-3300

登録番号T9360001006241

上記の通り領収致しました。

※社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。　H28.3 100冊



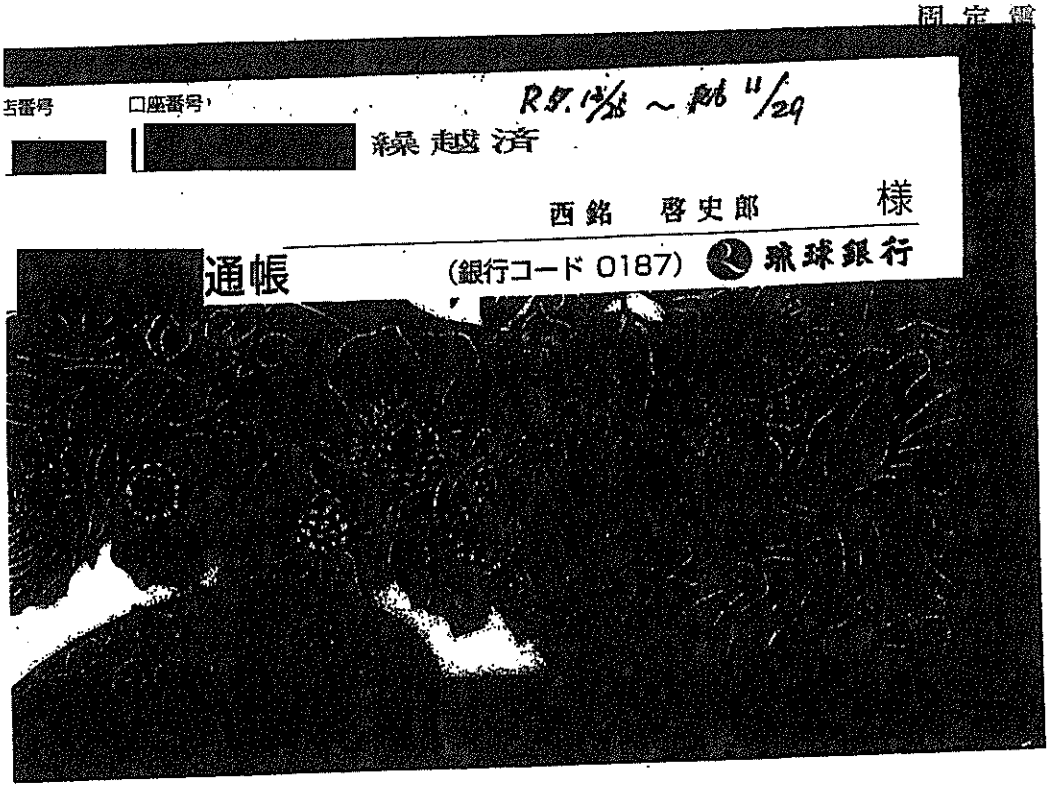
07-01-27 WTU 66,000 APRIL
07-01-27 WTU 110

会議用テーブル（7月～3月）	66,000	9/12	49,500
振込手数料	110	9/12	82

事務費

携帯電話

固定電話



7月分　06-08-13 WTU　- 147,297　AU PAY カード

料金内訳書　<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金　KDDI株式会社

西銘 啓史郎 様　ご請求コード：8017172840　発行日：2025年 1月22日

au PAYカード

KDDI料金　19,904円

2024/8/13

ご利用明細	金額(円)	内訳(円)	
●au電話料金（沖縄セルラー電話）	9,495	●合計	9,495円
ご利用番号	9,495	お客様コード	
< 7月ご利用内訳>	7,380	ご利用月数は2024年 8月で16年10ヶ月目です。	
▼プラン利用料		2,880 基本使用料と通話定額2（1800円）の合算額です	
auマネ活プラン 5G+通話定額2		5,500	
auマネ活プラン 5G/データ		-1,000	
auスマートバリュー	900		
▼オプション使用料		900	
故障紛失サポート with Cloud	219		
▼通話料/auマネ活5G+通話定額2		14,720 分計通話料 0円含む	
通話料		219	
SMS（Cメール）通信料		-14,720	
通話定額2 割引額	30	分計通話料 0円含む	
▼各種ダイヤルサービス通話料	100		
▼手数料・割賦用		100	
分計通話明細作成手数料	2		
▼ユニバーサルサービス料	1		
▼電話リレーサービス料	863	10%消費税の課税対象額 8,632円	
▼消費税等相当額（10%）			
データ利用明細（データ容量消費なし）	5.30GB		
●au機器代金/その他商品代金	2,837	●合計	2,837円
ご利用番号	2,837		
▼購入機器代金/その他商品代金		2,837 ＊ 24回（残月時47回）払い17回目。残額 77,862円	
分割支払金		端末種類部で、スマホトクするプログラムがご利用可能です。	
●auかんたん決済利用料	988	●合計	988円
ご利用番号	988		
▼auかんたん決済利用料		548 ＊	
auスマートパスプレミアム/税込		440 ＊	
auかんたん決済/税込			
●auひかり ちゅら料金	(6,364)	●合計	6,364円
ご利用番号	6,364	auひかり ちゅら ホーム	
< 7月ご利用内訳>	6,090		
▼基本使用料		500 07/01~07/31利用分	
電話サービス月額利用料		5,590 07/01~31利用 更新期間2024/12~2025/02	
ネット月額利用料（ホーム しま割）	56		
▼通話料		56 ご契約の電話番号：098-960-8994	
国内通話料（auおうち電話以外）		8 ご契約の電話番号：098-960-8994	
国内通話料（auおうち電話）		-8	
auとまとトーク割引（国内通話分）	-490		
▼請求割引額		-100	
口座振替・クレジットカード割引額		-390	
auセット割（auひかり ちゅら）	127		
▼他社ご利用料金		127 ご契約の電話番号：098-960-8994	
NTTコミュニケーションズ接続通話料	2		
▼ユニバーサルサービス料	1		
▼電話リレーサービス料	576	10%消費税の課税対象額 5,785円	
▼消費税等相当額（10%）			
●紙請求書等発行手数料/支払手数料	200	●合計	220円
▼紙請求書発行手数料	20	10%消費税の課税対象額 200円	
▼消費税等相当額（10%）			
		●総合計	19,904円

充当割合：政務活動 以外が含まれるので案分

携帯電話 7月分	1/2	5,671

（紛失サポート990）（かんたん決済利用料988）は除

充当割合：政務活動 のみ全額充当

事務所固定電話 7月分	6,584

事務費

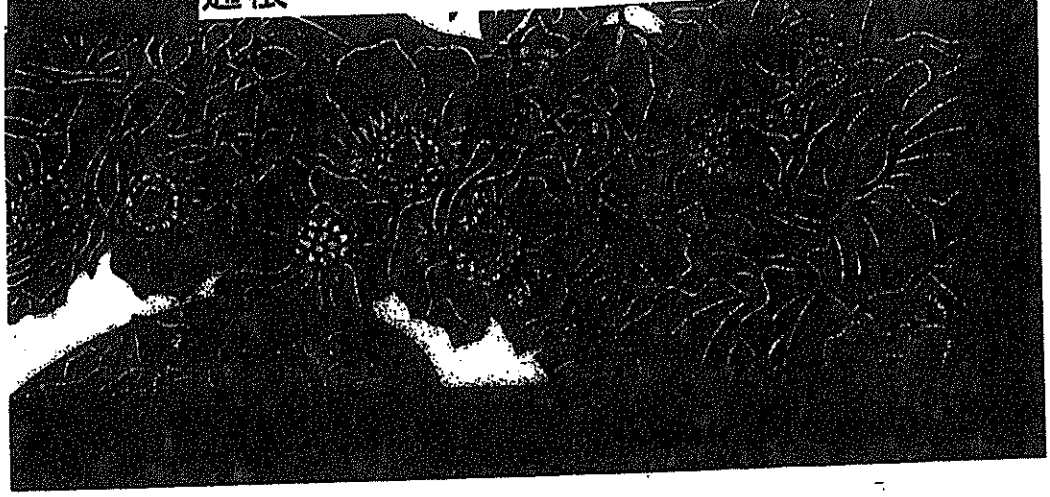
携帯電話
固定電話

支番号　口座番号　R5. 12/8 ～ R6. 11/29

繰越済

西銘　啓史郎　様

通帳　(銀行コード 0187) 琉球銀行



8月分　06-09-10 WTU　● 179,064　AU PAY カード

料金内訳書　<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金　KDDI株式会社

西銘 啓史郎 様　ご請求コード：6017172640　発行日：2025年 1月22日　1枚

ご利用明細	金額(円)	内訳(円)	
●ａｕ電話料金（沖縄セルラー電話）			●合計　9,417円
ご利用番号	9,417		お客様コード
＜ 8月ご利用内訳＞	9,417		ご利用月数は2024年 9月で16年11ヶ月目です。
▼プラン利用料	7,380		
auマネ活プラン 5G＋通話定額2		2,880	基本使用料と通話定額2（1,800円）の合算額です
auマネ活プラン 5G／データ		5,500	
auスマートバリュー		-1,000	
▼オプション使用料	900		
故障紛失サポート with Cloud		900	
▼通話料／auマネ活5G＋通話定額2	78		
通話料		9,100	分計通話料　0円含む
SMS（Cメール）送信料		78	
通話定額2 割引額		-8,800	
家族間通話全額割引（家族割）		-300	
▼各種ダイヤルサービス通話料	100		分計通話料　0円含む
▼手数料・諸費用	100		
分計通話明細作成手数料		100	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額（10%）	856		10%消費税の課税対象額 8,561円
データ利用量（データ容量消費なし）	5.39GB		
●ａｕ機器代金／その他商品代金			●合計　2,837円
ご利用番号	2,837		
▼購入機器代金／その他商品代金	2,837		
分割支払金		2,837	＊ 24回（既経時47回）払い18回目、残額　75,025円
			故障紛失時で、スマホトクするプログラムがご利用可能です。
●ａｕかんたん決済利用料			●合計　988円
ご利用番号	988		
▼auかんたん決済利用料	988		
auスマートパスプレミアム／税込		548 ＊	
auかんたん決済／携帯料／税込		440 ＊	
●ａｕひかり ちゅら料金	6,163		●合計　6,163円
ご利用番号	6,163		auひかり ちゅら ホーム
＜ 8月ご利用内訳＞	6,090		
▼基本使用料		500	08/01～08/31利用分
電話サービス月額利用料		5,590	08/01～31利用 更新期間2024/12～2025/02
ネット月額利用料 ホーム しま割	-490		
▼請求額減額割引		-100	
口座振替・クレジットカード割引額		-390	
auセット割（auひかり ちゅら）			
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額（10%）	560		10%消費税の課税対象額 5,603円
●紙請求書等発行手数料／支払手数料			●合計　220円
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等相当額（10%）	20		10%消費税の課税対象額 200円
			●総合計　19,625円

auPAYカード

KDDI料金
2024/9/13　19,625円

充当割合：政務活動、以外が含まれるので案分

携帯電話 8月分　1/2　5,632

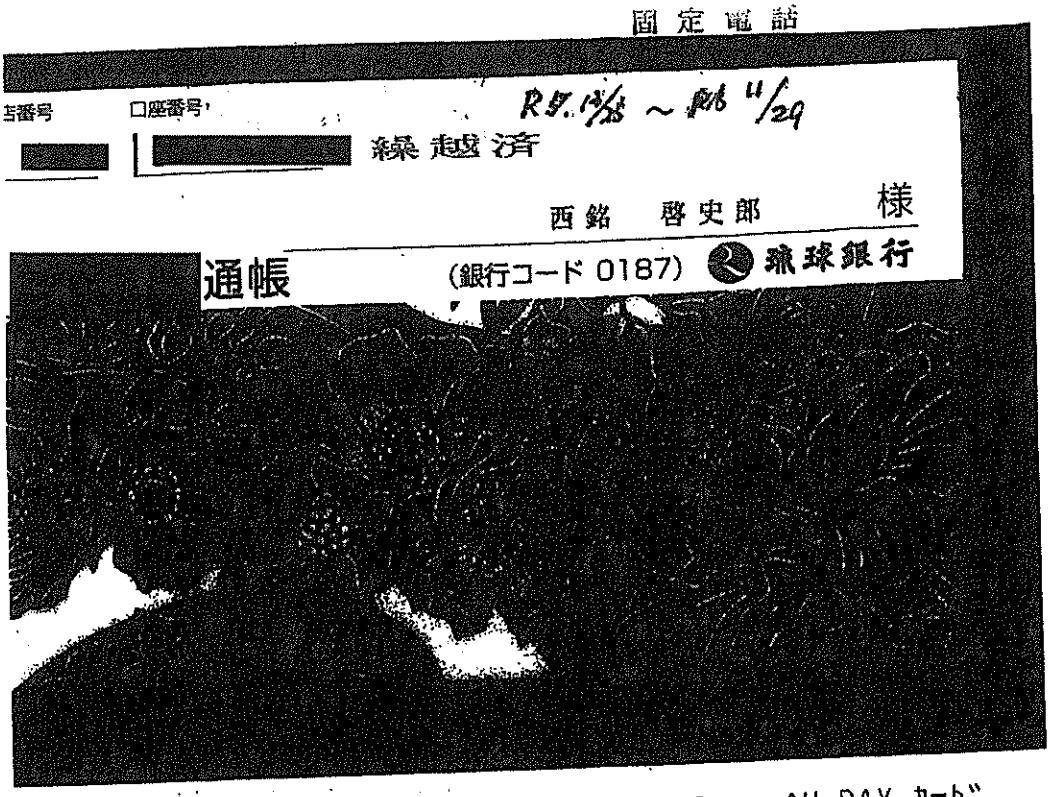
（訪問サポート990）（かんたん決済利用料988）は除

充当割合：政務活動　のみ全額充当

事務所固定電話 8月分　6,383

事務費

携帯電話
固定電話



9月分

06-10-10 WTU ● 216,813 AU PAY カード

料金内訳書 <凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金 KDDI株式会社

西銘 啓史郎 様 ご請求コード:801717840 発行日:2025年 1月22日 1頁

ご利用明細	金額(円)	消費税(円)	
●au電話料金(沖縄セルラー電話)	9,446		●合計 9,446円
ご利用番号 [redacted]	9,446		お客様コード [redacted]
<9月ご利用内訳>	7,390		ご利用月数は2024年10月で17年 0ヶ月目です。
▼プラン利用料		2,860	基本使用料と通話定額2(1800円)の合算額です
auマネ活プラン 5G+通話定額2		5,500	
auマネ活プラン 5G/データ		-1,000	
auスマートバリュー	900		
▼オプション使用料		900	
故障紛失サポート with Cloud	75		
▼通話料/auマネ活5G+通話定額2		8,690	分計通話料 0円含む
通話料		75	
SMS(Cメール)通信料		-8,690	
通話定額2 割引額			分計通話料 0円含む
#各種ダイヤルサービス通話料	130		
▼手数料・雑費用	100	100	
分計通話明細作成手数料			
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額(10%)	659		10%消費税の課税対象額 8,598円
データ利用量(データ容量消費なし)	6.88GB		
●au機器代金/その他商品代金			●合計 2,837円
ご利用番号 [redacted]	2,837		
▼購入物品代金/その他商品代金	2,837	2,837	* 24回(延長時47回)払い19回目。残債 72,168円
分割支払金			機種変更時で、スマホトクするプログラムがご利用明細です。
●auかんたん決済利用料			●合計 988円
ご利用番号 [redacted]	988		
▼auかんたん決済利用料	988		
auスマートパスプレミアム/税込		548 *	
auかんたん決済/決裁料/税込		440 *	
●auひかり ちゅら料金			●合計 6,180円
ご利用番号 [redacted]	6,180		auひかり ちゅら ホーム
<9月ご利用内訳>	6,090		
▼基本使用料		500	09/01~09/30利用分
電話サービス月額利用料		5,590	09/01~30利用 使用期間2024/12~2025/02
ネット月額利用料(ホーム L ま初)	16		
▼通話料		16	ご契約の電話番号:098-960-8994
国内通話料(auひかう電話区内)	-490		
▼請求時割引		-100	
口座振替・クレジットカード割引額		-390	
auセット割(auひかり ちゅら)	2		
▼ユニバーサルサービス料	1		
▼電話リレーサービス料	561		10%消費税の課税対象額 5,619円
▼消費税等相当額(10%)			
●紙請求書等発行手数料/支払手数料			●合計 253円
▼紙請求書発行手数料	230		10%消費税の課税対象額 230円
▼消費税等相当額(10%)	23		
			●総合計 19,704円

au PAY カード

KDDI料金
2024/10/13 19,704円

携帯電話 9月分 1/2 5,646

(粉失サポート590)(かんたん決済利用料988)は除

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所固定電話 9月分 6,433

事務費 携帯電話
固定電話

[redacted]番号　口座番号

R5.12/25 ～ R6 4/24

[redacted] [redacted] 繰越済

西銘　啓史郎　様

通帳　(銀行コード 0187) 琉球銀行



10月分　06-11-11 WTU　186,977　AU PAY カード

au PAY カード

KDDI料金
2024/11/13
20,369円

料金内訳書　<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金　KDDI株式会社

西銘 啓史郎 様　ご請求コード：8017172840　発行日：2025年 1月22日　1/2

ご利用内訳	金額(円)	内訳(円)	
●au電話料金（沖縄セルラー電話）			●合計　9,578円
ご利用番号 [redacted]	9,578		お客様コード [redacted]
<10月ご利用内訳>	9,578		ご利用月数は2024年11月で17年 1ヶ月目です。
▼プラン利用料	7,380		
auマネ活プラン 5G+通話定額2		2,980	基本使用料と通話定額2（1,980円）の合算額です
auマネ活プラン 5G/データ		5,500	
auスマートバリュー		-1,000	
▼オプション使用料	900		
故障紛失サポート with Cloud		900	
▼通話料/auマネ活5G+通話定額2	165		
通話料		26,080	分計通話料　0円含む
SMS（Cメール）通信料		165	
通話定額2 割引額		-26,620	
家族間通話全額割引（家族割）		-60	
▼各種ダイヤルサービス通話料	160		分計通話料　0円含む
▼手数料・雑費用	100		
分計通話明細作成手数料		100	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額（10%）	870		10%消費税の課税対象額 8,708円
データ利用量（データ容量消費なし） 9.31GB			
●au機器代金/その他商品代金			●合計　2,837円
ご利用番号 [redacted]	2,837		
▼購入機器代金/その他商品代金	2,837		
分割支払金		2,837	＊24回（残高47回）払い20回目，残額 69,351円
			機種変更時に、スマホトクするプログラムがご利用可能です。
●auかんたん決済利用料			●合計　988円
ご利用番号 [redacted]	988		
▼auかんたん決済利用料	988		
Ponta パス/税込		548 ＊	
auかんたん決済/情報料/税込		440 ＊	
●auひかり ちゅら料金	6,713		●合計　6,713円
ご利用番号 [redacted]	6,713		auひかり ちゅら ホーム
<10月ご利用内訳>	6,090		
▼基本使用料		500	10/01～10/31利用分
電話サービス月額利用料		5,590	10/01～31利用　契約期間2024/12～2025/02
ネット月額利用料（ホーム しま割）	500		
▼オプション使用料		500	
番号表示利用料	-490		
▼請求割引割引		-100	
D通話割・クレジットカード割引額		-390	
auセット割（auひかり ちゅら）	2		
▼ユニバーサルサービス料	1		
▼電話リレーサービス料	610		
▼消費税等相当額（10%）			10%消費税の課税対象額 6,103円
●総請求書等発行手数料/支払手数料	230		●合計　253円
▼総請求書発行手数料	23		10%消費税の課税対象額 230円
▼消費税等相当額（10%）			●総合計　20,369円

充当割合：政務活動，以外が含まれるので案分

携帯電話 10月分　1/2　5,712

（紛失サポート990）（かんたん決済利用料988）は除

充当割合：政務活動　のみ全額充当

事務所固定電話 10月分　6,966

10 #4

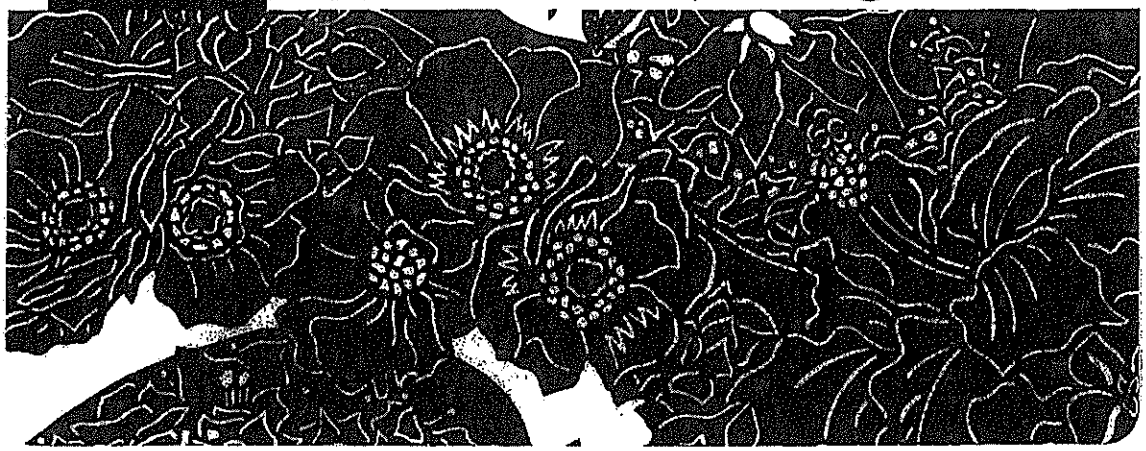
店番号 [redacted]　口座番号 [redacted]

R6. 12/10 ～

事務費

携帯電話
西銘　啓史郎　様
固定電話

[redacted]通帳　(銀行コード 0187)　琉球銀行



07-01-10 WTU　872,670　AU PAY カード

11月分

UUUU6Y0 00002/00002 1MAJ0N422X000034

料金内訳書　<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算料金対象料金　KDDI株式会社

[redacted]様　ご請求コード：8017172840　発行日：2025年 1月22日　1

ご利用明細	金額(円)	税込(円)	
●au電話料金（沖縄セルラー電話）			●合計　9,411円
ご利用番号	9,411		お客様コード [redacted]
<11月ご利用内訳>	9,411		ご利用月数は2024年12月で17年 2ヶ月目です。
▼プラン利用料	7,380		
auマネ活プラン 5G+通話定額2		2,680	基本使用料と通話定額2（1800円）の合算額です
auマネ活プラン 5G/データ		5,500	
auスマートバリュー		-1,000	
▼オプション使用料	900		
故障紛失サポート with Cloud		900	
▼通話料/auマネ活5G+通話定額2	93		
通話料		11,280	分計通話料　0円含む
SMS（Cメール）送信料		93	
通話定額2 割引額		-11,140	
家族間通話全区割引（家族割）		-120	
▼各種ダイヤルサービス通話料	80		分計通話料　0円含む
▼各種サービス・付加機能	100		
迷惑電話撃退サービス		100	
ユニバーサルサービス料	2		
電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額（10%）	855		10%消費税の課税対象額 8,550円
データ利用量（データ容量消費なし）	4.93GB		
●au機器代金/その他商品代金			●合計　2,837円
ご利用番号	2,837		
▼購入機器代金/その他商品代金	2,837		
分割支払金		2,837	＊24回（延長時47回）払い21回目、残額　66,514円
			旧機種返却で、スマホトクするプログラムがご利用可能です。
●auかんたん決済利用料			●合計　988円
ご利用番号 [redacted]	988		
▼auかんたん決済利用料	988		
Pontaパス/税込		548 ＊	
auかんたん決済/領収料/税込		440 ＊	
●auひかり ちゅら料金	6,713		●合計　6,713円
ご利用番号 [redacted]	6,713		auひかり ちゅら ホーム
<11月ご利用内訳>	6,090		
▼基本使用料		500	11/01～11/30利用分
電話サービス月額料		5,590	11/01～30利用 更新期間2024/12-2025/02
ネット月額料金（ホーム しま割）	500		
▼オプション使用料		500	
故障修理料	0		
▼通話料		8	ご契約の電話番号：098-960-8994
国内通話料（auおうち電話）		-8	
auまとめトーク割引（国内通話分）	-490		
▼請求割引額		-100	
口座振替・クレジットカード割引額		-390	
auセット割（auひかり ちゅら）			
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額（10%）	610		10%消費税の課税対象額 6,103円
●紙請求書等発行手数料/支払手数料			●合計　253円
▼紙請求書発行手数料	230		
▼消費税等相当額（10%）	23		10%消費税の課税対象額 230円
			●総合計　20,202円

11月

au PAY カード

KDDI料金
2024/12/13
20,202円

充当割合：事務活動　以外が含まれるので案分

携帯電話 11月分　1/2　5,629

（初先サポート990）（かんたん決済利用料988）は除く

充当割合：事務活動　のみ全額充当

事務所固定電話 11月分　6,966

2月

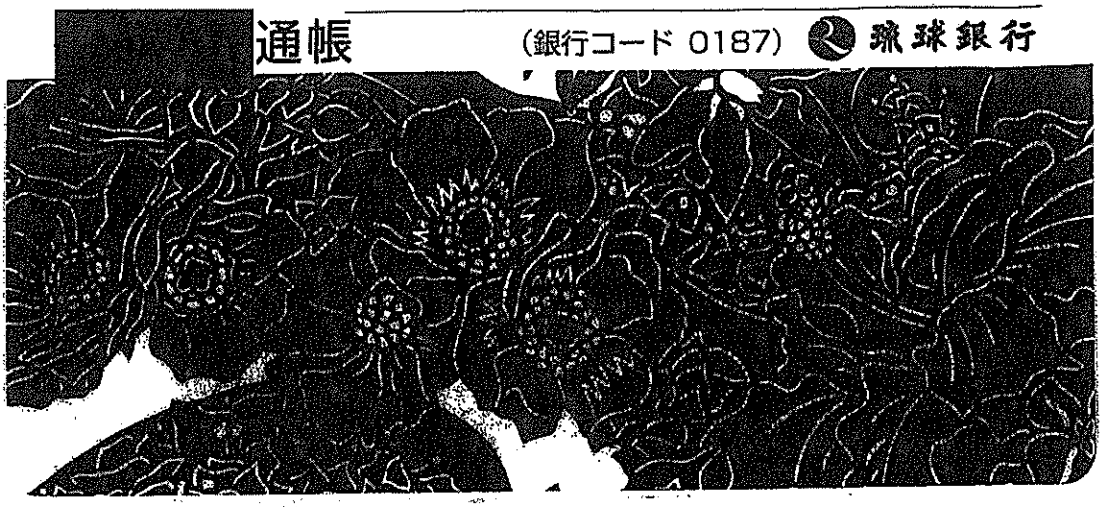
事務費

店番号 [redacted]　口座番号 [redacted]

R6.12/10～

西銘　啓史郎　様

通帳　(銀行コード 0187) 琉球銀行



2月分　07-03-10　WTU　● 345,655　AU PAY カード

料金内訳書

<凡例>
税込料金：「I」，免税料金等：「*」，旧税率計算対象料金：「§」
「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年 3月11日 KDDI株式会社

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	
●au電話料金（沖縄セルラー電話）			●合計 9,412円
ご利用番号 [redacted]	9,412		お客様コード [redacted]
＜2月ご利用内訳＞	9,412		ご利用月数は2025年 3月で17年 5ヶ月目です。
▼プラン利用料	7,380		
auマネ活プラン 5G／通話定額2		2,880	基本使用料と通話定額2（1800円）の合算額です
auマネ活プラン 5G／データ		5,500	
auスマートバリュー		-1,000	
▼オプション使用料	900		
故障紛失サポート with Cloud		900	
▼通話料／auマネ活5G／通話定額2	174		
通話料		15,060	分計通話料 0円含む
SMS（Cメール）送信料		174	
通話定額2 割引額		-15,020	
家族間通話料金割引（家族割）		-40	
▼手数料・諸費用	100		
分計通話明細書作成手数料		100	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額（10%）	855		10%消費税の課税対象額 8,557円
データ利用量（データ容量消費なし）	7.97GB		
●au機器代金／その他商品代金			●合計 2,535円
ご利用番号 [redacted]	2,535		
▼購入機器代金／その他商品代金	2,535		
分割支払金		2,535	＊ 47回払い24回目。残額 58,305円 旧機種返却で、スマホトクするプログラムがご利用可能です。
●auかんたん決済利用料			●合計 988円
ご利用番号 [redacted]	988		
▼auかんたん決済利用料	988		
Pontaパス／税込		548 ＊	
auかんたん決済／情報料／税込		440 ＊	
●auひかり ちゅら料金			●合計 6,713円
ご利用番号 [redacted]	6,713		
＜2月ご利用内訳＞	6,713		auひかり ちゅら ホーム
▼基本使用料	6,090		
電話サービス月額利用料		500	02/01～02/28利用分
ネット月額利用料（ホーム しま割）		5,590	02/01～28利用 更新期間2026/12～2027/02
▼オプション使用料	500		
着信転送利用料		500	
▼請求総額割引	-490		

充当割合：取務活動、以外が含まれるので案分

携帯電話 2月分　1/2　5,478

（紛失サポート990）（かんたん決済利用料988）は除く

事務所固定電話 2月分　6,713

充当割合：取務活動　のみ全額充当

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	職員A（令和6年7月～8月分）	143,750	全額	143,750
毎月払	職員B（令和6年10月～3月分）	220,625	全額	220,625
6/26	労働保険事務手続き手数料（7月～3月）	20,983	その他	20,212
人件費　充当合計				384,587

参考様式－②

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名 [redacted]

住所 [redacted]

（令和　6　年度）　　単位:円

月　日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
7月31日	81,250	0	487	80,763	[redacted]	7月分
8月30日	62,500	0	375	62,125	[redacted]	8月分
合計	143,750	0	862	142,888		

65h

50h

]

人件費

統一様式－⑤

雇　用　契　約　書

氏　名 [redacted]	生年月日 [redacted]
住　所 [redacted]	電話番号 [redacted]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 6 年 6 月 17 日 ～ 令和 6 年 8 月 31 日
主な就業場所	沖縄県議会議員　西銘啓史郎　事務所（那覇市識名 3-15-2）
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び情報収集、資料作成
就業時間	週３日程度 10：00～17：00（４時間～６時間程度）
休　　日	日・祝祭日
給与（賃金）	時給1，250　円
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	直接払い　　口座振替
備　　考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

令和　6　年　6　月　17　日

雇 用 者　氏名　西銘　啓史郎

被雇用者　氏名　[redacted]

統一様式－④

人件費

令和　6　年度　雇用職員申告票

議員名　　西銘啓史郎

被雇用職員名	[redacted]
議員との関係	☑ 議員の親族（続柄：[redacted]）　☐ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一　☑ 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者　氏名　[redacted]

住所　[redacted]

雇用者　沖縄県議会議員　西銘　啓史郎　㊞

勤務の実態を証する提出書類

☑ 出勤簿　☐ タイムカード　☐ その他：　広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書（必須）に加え、上記の書類を提出します。

統一様式－⑥

勤務実態申告票

【議員名　西銘　啓史郎　】

職務内容

区分		職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	・情報収集（新聞･雑誌･書籍･資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整　等	
	研修に係るもの	・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）　等	
	広聴広報に係るもの	・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付　等	20%
	要請陳情等に係るもの	・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成　等	
	会議に係るもの	・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営　等	30%
	資料作成に係るもの	・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成　等	20%
	事務所での庶務に係るもの	・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成　等	30%
	小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務			

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者　西銘　啓史郎　印

被雇用者 [redacted]

人件費

摘要	7月								8月								月							
		17日		1日		17日		1日		17日		1日
		18日		2日		18日		2日		18日		2日
		19日		3日		19日		3日		19日		3日
		20日		4日		20日		4日		20日		4日
		21日		5日		21日		5日		21日		5日
		22日		6日		22日		6日		22日		6日
		23日		7日		23日		7日		23日		7日
		24日		8日		24日		8日		24日		8日
		25日		9日		25日		9日		25日		9日
		26日		10日		26日		10日		26日		10日
		27日		11日		27日		11日		27日		11日
		28日		12日		28日		12日		28日		12日
		29日		13日		29日		13日		29日		13日
		30日		14日		30日		14日		30日		14日
		31日		15日		31日		15日		31日		15日
				16日				16日				16日
	出勤 11 日				出勤 8 日				出勤 日			
	欠勤 日				欠勤 日				欠勤 日			
	早退 日				早退 日				早退 日			
	遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日			

参考様式－②

充当割合：政務活動　のみ全額充当

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等　氏名 [redacted]

住所 [redacted]

（令和　6　年度）

単位：円

月　日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
4月30日						
5月31日						
6月30日						
7月31日						
8月31日						
9月30日						
10月31日	93,125			93,125		74.5H
11月30日	30,000			30,000		24H
12月31日	30,000			30,000		24H
1月31日	21,250			21,250		17H
2月28日	30,000			30,000		24H
3月31日	16,250			16,250		13H
合計	220,625			220,625		

人件費

統一様式－⑤

雇　用　契　約　書

氏　名 [redacted]	生年月日 [redacted]
住　所 [redacted]	電話番号 [redacted]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 6 年 10 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
主な就業場所	沖縄県議会議員　西銘啓史郎　事務所（那覇市識名 3-15-2）
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び情報収集、資料作成
就業時間	週３日程度 10：00～17：00（2 時間～６時間程度）
休　　日	日・祝祭日
給与（賃金）	時給1，250　円
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	直接払い　　口座振替
備　　考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

令和　6　年　10　月　1　日

雇 用 者　氏名　西銘　啓史郎　印

被雇用者　氏名　[redacted]　印

統一様式－④

令和　6　年度　雇用職員申告票

議員名　　西銘啓史郎

被雇用職員名	[redacted]
議員との関係	☐ 議員の親族（続柄：　　）　☑ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一　☑ 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者　氏名　[redacted]

住所　[redacted]

雇用者　沖縄県議会議員　西銘　啓史郎　㊞

勤務の実態を証する提出書類

☑ 出勤簿　☐ タイムカード　☐ その他：　広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書（必須）に加え、上記の書類を提出します。

統一様式－⑥

勤務実態申告票

【議員名　西銘　啓史郎　　】

職務内容

区分		職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	・情報収集（新聞･雑誌･書籍･資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整　等	
	研修に係るもの	・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）　等	
	広聴広報に係るもの	・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付　等	20%
	要請陳情等に係るもの	・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成　等	
	会議に係るもの	・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営　等	30%
	資料作成に係るもの	・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成　等	20%
	事務所での庶務に係るもの	・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成　等	30%
小計			100%
政務活動以外の活動に係る職務			

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者　西銘　啓史郎　㊞　　被雇用者 [redacted]

人　件　費

摘　要	12　月				11　月				10　月			
		17日		1日		17日	●	1日		17日		1日
	●	18日	●	2日		18日		2日		18日	●	2日
	●	19日		3日		19日		3日		19日		3日
		20日	●	4日		20日		4日		20日		4日
	●	21日		5日	●	21日	●	5日		21日	●	5日
		22日	●	6日		22日	●	6日	●	22日		6日
		23日	●	7日	●	23日		7日	●	23日		7日
		24日		8日		24日		8日	●	24日	●	8日
	●	25日		9日		25日		9日		25日		9日
	●	26日		10日		26日		10日		26日	●	10日
		27日	●	11日	●	27日		11日		27日	●	11日
		28日	●	12日		28日	●	12日		28日	●	12日
		29日		13日		29日		13日		29日	●	13日
		30日		14日	●	30日	●	14日	●	30日		14日
		31日		15日	●	31日		15日		31日		15日
				16日				16日				16日
	出　勤　11　日				出　勤　10　日				出　勤　11　日			
	欠　勤　　日				欠　勤　　日				欠　勤　　日			
	早　退　　日				早　退　　日				早　退　　日			
	遅　刻　　日				遅　刻　　日				遅　刻　　日			

人件費

摘要	3月				2月				1月			
		17日		1日		17日	●	1日		17日		1日
		18日		2日	●	18日		2日		18日		2日
	●	19日	●	3日		19日	●	3日		19日		3日
		20日		4日		20日		4日		20日		4日
		21日		5日	●	21日		5日		21日		5日
		22日		6日	●	22日	●	6日	●	22日		6日
		23日		7日		23日		7日		23日		7日
		24日		8日		24日	●	8日		24日	●	8日
		25日		9日	●	25日		9日		25日	●	9日
		26日	●	10日		26日	●	10日		26日		10日
	●	27日		11日		27日	●	11日	●	27日	●	11日
		28日		12日	●	28日	●	12日		28日		12日
		29日	●	13日		29日	●	13日		29日		13日
		30日	●	14日		30日		14日	●	30日		14日
	●	31日		15日		31日		15日		31日	●	15日
				16日				16日			●	16日
	出勤 7 日				出勤 13 日				出勤 8 日			
	欠勤 日				欠勤 日				欠勤 日			
	早退 日				早退 日				早退 日			
	遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日			

労災保険

按分割合：政務活動、以外が含まれるので案分

人件費

振込金（兼手数料）受取書

2024. 6. 26 日

金額		¥27978
北方銀行	ネオス	銀行 [redacted] 店
お受取人	預金種目 [redacted]	口座番号 [redacted]
	おなまえ	福働会 理事長 新垣 正美
ご依頼人	西銘啓史郎事務所 代表 西銘啓史郎	様
（摘要） 振込手数料 組戻金 手数料	利用明細 R06年6月10日 1228 8時度 1組分 3,850 10 出納済 6.10	手数料 0

上記の金額を（6.6.26）
（取扱店）北九銀行 [redacted] 支店
6 [redacted]
（取扱店→依頼人）

収入印紙

令和 6 年 7 月 ～ 3 月

個人負担 （ 862 ）

27,978 × 9/12 = 20,983

20,983 − 862 = 20,121

事業所負担額 20,121 円

人件費

定当割合(定率活動)以外が含まれるので案分

労働保険事務組合 福働会
理事長 新垣 正美
TEL 098-855-7910

福働会 理事長 新垣 正美

6年度 期別納付額

期別＼項目	確定保険料 不足額(円)	確定保険料 充当額(円)	概算保険料(円)	保険料計(円)	一般拠出金(円)	委託手数料(円)	納付額合計(円)
第1期		36	2865	2829	19	20130 5000	27978
第2期							
第3期							
合計		36	2865	2829	19	20130 5000	27978

算出方法

5年度確定保険料				6年度概算保険料			
賃金総額(千円)	料率	確定保険料(円)		賃金総額(千円)	料率	概算保険料(円)	
労災	955	3.000	2865	労災	955	3.000	2865
特別加入				特別加入			
雇用				雇用			
合計			2865	合計			2865
申告済概算保険料			2901				
差引額			36				
一般拠出金 賃金総額	955	料率 0.02	一般拠出金額(円) 19				

還付額 0

事業主用